

令和5年10月6日
総務部職員課

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上、5類感染症に移行したため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

日額4,000円を超えない範囲内で支給する保健・福祉業務手当の特例を廃止する（当初附則第3項から第5項関係）。

【保健・福祉業務手当の特例】

対象業務		日額
保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルスから区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、当該感染症の患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において行う業務	患者等に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして区長が認める業務	4,000円
	上記以外の業務	3,000円

3 施行日

公布の日

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、規則で定めるものに従事したときは、保健・福祉業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>4 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p><u>5 附則第3項の規定により保健・福祉業務手当を支給する場合においては、第7条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第4条から前条まで及び附則第3項」とする。</u></p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>